

# 特定都市河川に関する取組み状況について

## ～中川・綾瀬川流域の事例～

R6. 3. 15 埼玉県河川砂防課

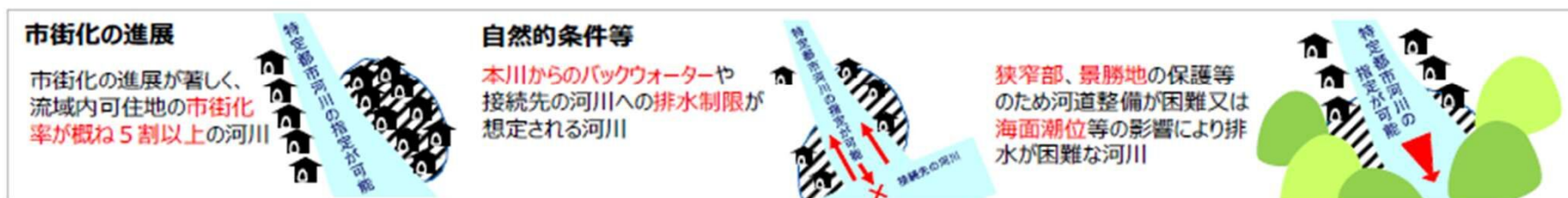
# 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

## 特定都市河川浸水被害対策法の適用

### 概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

### 特定都市河川の指定対象



### 流域治水の計画・体制の強化



【流域水害対策協議会の構成イメージ】



- (協議会設置)  
国土交通大臣指定河川: 設置必須  
都道府県知事指定河川: 設置任意
- (構成員)  
流域水害対策計画策定主体  
接続河川の河川管理者  
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者
- (協議事項の例)  
流域水害対策計画の作成に関する協議  
計画の実施に係る連絡調整
- ⇒ 構成員は協議結果を尊重



## 流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

### 河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- ・ 河道掘削、堤防整備
- ・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・ 排水機場の機能増強 等

### 雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定  
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設**

- ・ 対象：民間事業者等
- ・ 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で $0.1\text{--}30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能）
- ②国有財産の活用制度  
**国有地の無償貸付又は譲与**ができる
- ・ 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



### 雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- ・ 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

### 保全調整池の指定

$100\text{m}^3$ 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、**事前届出を義務付けることができる**

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 埋立等の行為の**事前届出を義務化**
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**

### 浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事
- ・ 都市計画法上の**開発の原則禁止**（自己用住宅を除く）
- ・ 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

### 貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、**事前届出を義務付けることができる**

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**



貯留機能を有する土地のイメージ



# 流域治水の推進と特定都市河川(特定都市河川とは)

- 本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域(特定都市河川流域)における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

## 特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業)の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

<交付金事業※1>

- 流域治水対策河川事業
- 総合治水対策特定河川事業
- 総合内水対策緊急事業
- 河川・下水道一体型豪雨対策事業
- 調節池整備事業

<個別補助事業>

- 事業間連携河川事業※2
- 大規模特定河川事業※2

事業の  
一部切り出し

個別補助事業  
への移行

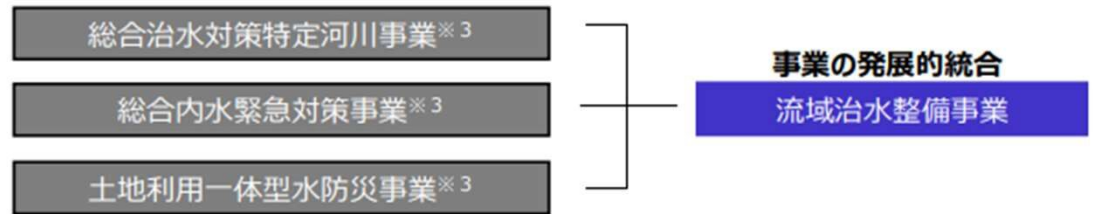
特定都市河川浸水被害対策推進事業

	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1/2 (個別補助事業)	1/3(通常) ⇒ <b>1/2(個別補助事業)</b>

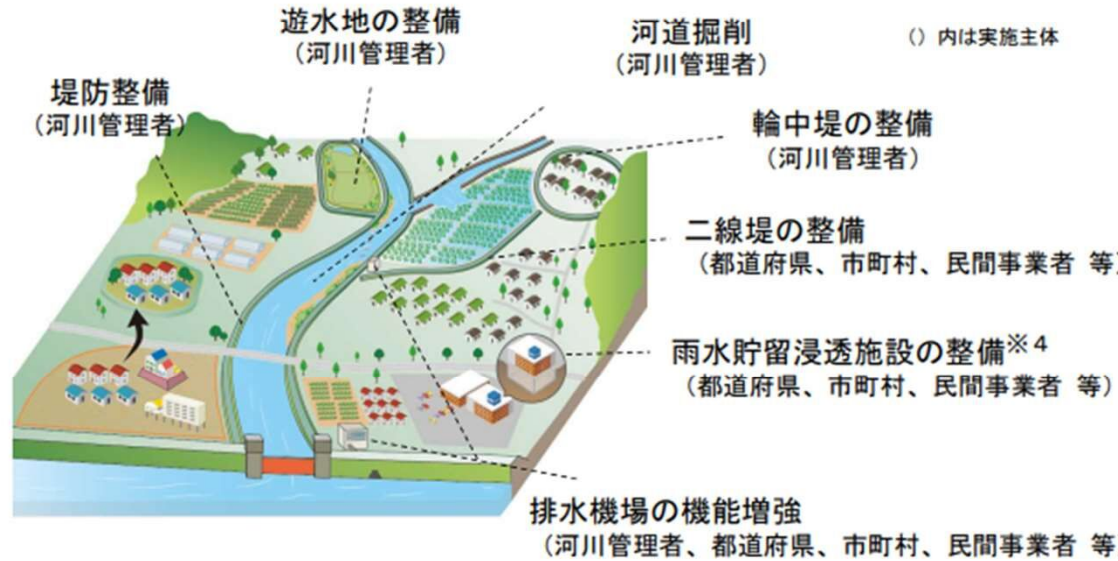
- ※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある
- ※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

## 流域治水整備事業(国直轄事業)の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



特定都市河川流域における主なハード対策

- ※4: 雨水貯留浸透施設の整備 (R3年度に制度拡充)  
実施主体: 市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率: 1/2  
その他支援: 民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税  
(課税標準を1/6~1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする)



# 中川・綾瀬川流域において特定都市河川の指定に向けた手続きを開始

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

いのちとくらしをまもる  
防災 減災

令和6年2月1日

水管理・国土保全局 治水課

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官

## とねがわ なかがわ あやせがわ 利根川水系 中川・綾瀬川等の特定都市河川指定に向けて

### 流域の自治体等への意見聴取を実施します

国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき利根川水系中川・綾瀬川等の特定都市河川指定に向けた関係者<sup>※</sup>への事前の意見聴取を実施します。

※利根川水系中川・綾瀬川等の流域をその区域に含む茨城県、埼玉県、東京都および都県内の28市区町の長、当該河川の流域に係る下水道管理者

- 国土交通省では、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を全国に展開することとしています。
- このたび、国土交通大臣から法第3条第8項の規定に基づき、一級河川利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川の流域をその区域に含む茨城県、埼玉県、東京都及び都県内の28市区町の長と、当該河川の流域に係る下水道管理者あてに、特定都市河川の指定に向けた意見聴取の手続きを開始しますのでお知らせします。

(添付資料)

別紙	利根川水系中川・綾瀬川等の概要
参考	法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

問合せ先：

○河川に関すること  
水管理・国土保全局 治水課 課長補佐 三枝 伸太郎 (内線 35-516)  
係長 川淵 孝之 (内線 35-583)  
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455

○下水道に関すること  
水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 課長補佐 橋本 翼 (内線 34-323)  
係長 丸山 達也 (内線 34-314)  
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432



河川区間  
利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川

流域面積  
985.7km<sup>2</sup>

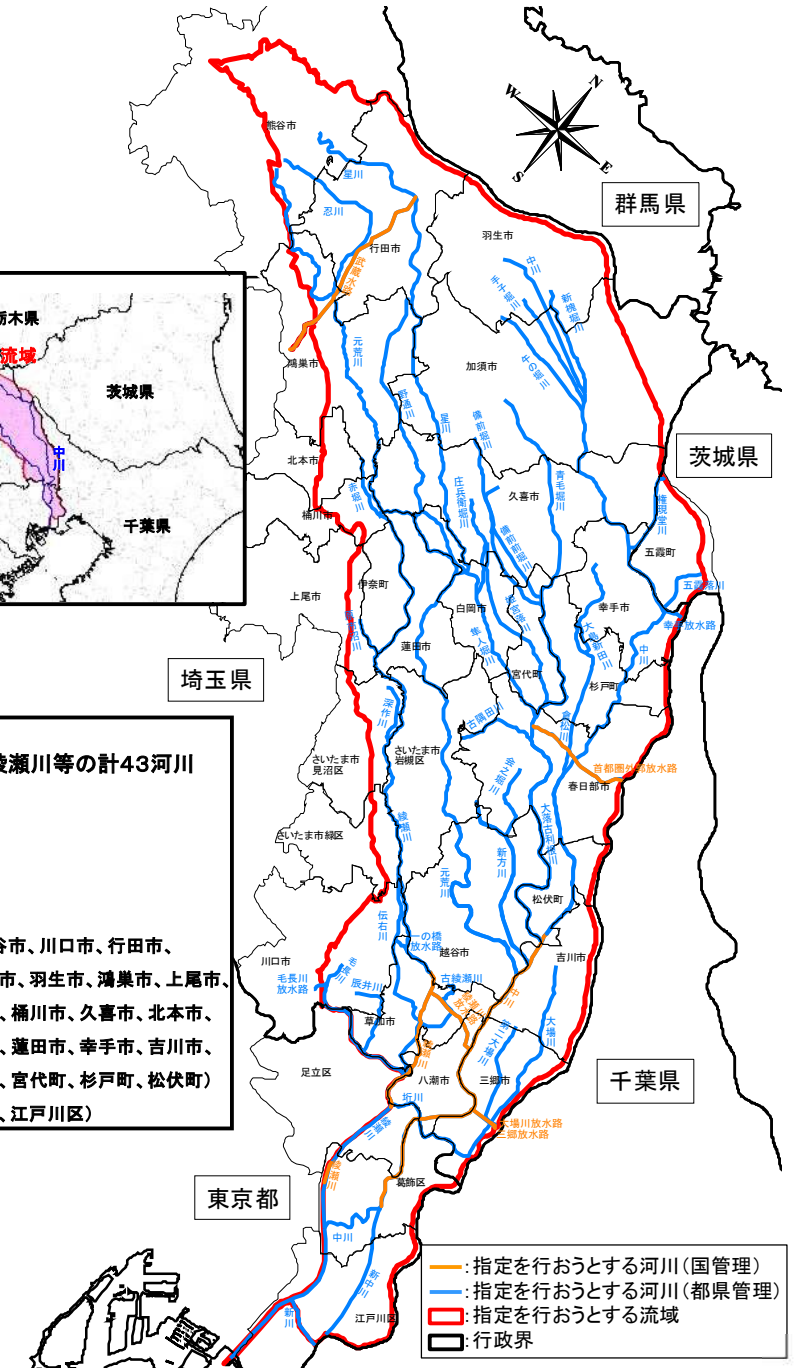
【1都2県28市区町】

茨城県(五霞町)

埼玉県(さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、

加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町)

東京都(足立区、葛飾区、江戸川区)



# 中川・綾瀬川流域において特定都市河川の指定に向けた手続きを開始

第3回 中川・綾瀬川流域治水協議会  
緊急流域治水部会資料(参考資料)  
国土交通省江戸川河川事務所作成

- 令和5年12月25日に開催された「第7回 中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会」において、関係する流域自治体の首長ご出席のもと、中川・綾瀬川の流域治水を更に加速化させるため、**特定都市河川の指定に向けた手続きに着手し、令和5年度内の指定を目指す**とともに、法適用について具体的な検討を進めることを確認しました。
- これを受け、**令和6年2月1日より「指定」に係る法定意見聴取を開始**しました。



第7回 中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会 (R5.12.25) 開催状況



- 1都2県、28市区町の首長の皆様等にご参加いただき、木津三郷市長、岩谷春日部市長、山口蓮田市市長、田神五霞副町長、萩原加須副市長、吉田葛飾区都市整備部長より、流域治水の本格的な実践に向けた特定都市河川の指定について期待するご意見をいただきました。
- そのほか、引き続き河川対策及び流域対策を推進するとともに、施策の拡充、予算確保、本流域の特徴である内水被害への対策強化に向けた国及び県のバックアップについて、ご要望をいただきました。



# 特定都市河川の指定に向けたスケジュール(案)

○ 関係区市町、都県、国の意見交換を踏まえ、以下のスケジュールのとおり、特定都市河川の指定に向けた手続きに着手する。

